**納税管理人申告書 兼 承認申請書**

年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納　税　義　務　者 | 住所 | 屋久島町 |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |

以下により町県民税の納税管理人を　設定　・　変更　・　廃止　しましたので、

地方税法第28条、第300条及び屋久島町税条例第25条の規定により申告（申請）します。

　なお、過誤納金が生じた場合に、これを納税管理人に還付されても異議ありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 新納税管理人 | | 住所 |  | |
| フリガナ |  | 電話番号 |
| 氏名 |  |
| （変更の場合のみ記載） | 旧納税管理人 | 住所 |  | |
| フリガナ |  | 電話番号 |
| 氏名 |  |
| 納税管理人を定めた日  または変更・廃止する日 | | | 年　　　月　　　日（　設定 ・　変更　・　廃止　） | |
| 納税管理人の設定理由 | | |  | |

納税管理人の承諾

上記納税義務者の納税管理人になることを承諾しました。

納税管理人

（納税管理人の自署・押印）

根拠法令（抜粋）

地方税法

（個人の道府県民税の納税管理人）

第28条　第300条第1項の規定により定められた個人の市町村民税の納税管理人は、当該納税義務者に係る個人の道府県民税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

（市町村民税の納税管理人）

第300条　市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

屋久島町税条例

（町民税の納税管理人）

第25条　町民税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、町の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから、納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。